

令和2年度
町政執行方針



令和2年3月

上富良野町

令和２年度 町政執行方針

令和２年第１回定例町議会の開会にあたり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

国におきましては、これまで実施してきたデフレからの早期脱却に向けた経済・金融政策により、景気は緩やかに回復しているとしておりますが、海外経済や消費税率引き上げによる消費マインドの動向などに起因する下振れリスクに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済的な影響も懸念されており、地方においては景気回復の実感が未だに乏しく、先行きに対する不安が拭いきれない状況にあります。

そのような中で、国は持続的かつ包括的な経済成長の実現をめざし、人づくり革命、働き方改革、地方創生などを推進するとともに、２０２５年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向け取り組むこととしており、本年度予算については、通常分と臨時・特別措置分を合わせ、８年連続で過去最大となる１０２兆６千５８０億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額については、前年度比１．２％、７千２４６億円増の６３兆４千３１８億円とされ、地方交付税についても１６兆５千８８２億円で前年度比２．５％、４千７３億円の増となっておりますが、人口の少ない多くの地方公共団体においては、地方税収の増加は見込めず、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保にあたっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが

見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約9割が経常的な支出に充てられているうえ、全収入の約4分の3が依存財源で占められ、柔軟性に乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、ここ数年にわたり実施してまいりました学校耐震改修事業、公営住宅建設事業、農業基盤整備などの公共投資に伴う償還費が増高している一方で、自立した地域を維持するための産業振興、加速する少子高齢化社会、人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策、老朽化が進む公共インフラの長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、今後におきましては町立病院や複合拠点施設の建設等、大きな公共投資も予定されるところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかなければならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」をめざすべき将来像として、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに私が理念としております「町民の皆様が安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保

の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」が本年度で計画期間を終了することから、これまでの取り組み内容について評価・検証を行い、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

また、町内会で維持管理されている生活灯のLED化に対する助成事業を昨年度に引き続き実施し、温室効果ガスの削減、省エネルギー化を推進してまいります。

葬斎場につきましては、昭和49年の建設から45年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、本年度は火葬炉等の補修を実施し、適正な維持管理と長寿命化を図ってまいります。

また、景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパーク構想の取り組みと連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解とご協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から20年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事等を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

「上・下水道」につきましては、特に老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路の更新を進めるほか、簡易水道施設の電気設備の更新を行い、安定した給水に努めてまいります。

下水道事業においては、現「公共下水道計画」が計画期間の終期を迎えることから、今後10年間の新たな事業計画を定めるほか、道道吹上上富良野線の拡幅工事に併せた雨水管の整備と汚水処理の未普及個所の整備を実施し、下水道の整備促進を図ってまいります。

「公園・緑地」につきましては、「日の出公園魅力再生計画」に基づき、ラベンダー園の補植を行うとともに、来園者の安全性・快適性向上のため、展望台の屋上防水、ステージ改修、キャンプ場のコテージと炊事棟の外部改修のほか、新たな駐車場の整備に着手し、日の出公園のさらなる魅力アップを図ってまいります。

また、島津公園においては、町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保につなげるため、池周囲の安全柵改修を実施してまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発

や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携とスキルアップを図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の育成と防災活動の促進を図るほか、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づき、支援者、要支援者双方が災害時において確実に行動できる体制の強化を図ってまいります。

また、活火山十勝岳が前回の噴火から30年以上経過したことを踏まえ、十勝岳噴火総合防災訓練については関係機関と協力連携を図り、これまでの経験を生かし、必要な検証と改善を行い、地域や職場の参加協力を得ながら防災意識の向上につなげてまいります。一方、富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備についても、関係機関へ引き続き要請してまいります。

防災行政無線（同報系・移動系）につきましては、令和4年12月までに国が定めた新規格への移行が求められていることから、更新整備に取り組むほか、近年全国各地で起きている大規模な自然災害を教訓とし、指定避難所である保健福祉総合センターかみんの自家発電設備の改修、泉栄防災センターの暖房機の更新整備のほか、繰越明許費を設定いたしました社会教育総合センターの自家発電設備の設置を進めるとともに、防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちをめざしてまいります。

また、「河川整備計画」に基づく治水対策として、本年度は2河川の護岸補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化

を図りながら、事件事故のない、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

令和元年7月には交通死亡事故ゼロ3,500日が達成され、今後においても交通死亡事故ゼロの継続と交通死亡事故根絶に向けて、さらなる交通安全意識の向上を図られるよう啓発活動を推進してまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、広報紙や防災行政無線での注意喚起をはじめ、出前講座等により被害防止対策に取り組むほか、相談内容も複雑・多様化している現状から、引き続き専門的な内容にも対応できる相談窓口を富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で共同設置するとともに、町内にも出張相談窓口を月1回開設し、消費生活の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念のもと、生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ「第2次健康かみふらの21計画」「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」に基づき各種健診、保健事業を推進し、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

特定健診については受診率の低い40・50歳代の受診勧奨を進めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であるメタボリックシンドロームの該当者に対する効果的な保健指導を推

進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進してまいります。

また、健康寿命の延伸には、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防の一体的な取り組みが必要なことから、高齢者の健康課題の分析に基づき、生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防に向けた保健指導に取り組んでまいります。

歯・口腔の健康保持につきましては、80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」をめざし、乳幼児期からのフッ素塗布の習慣化を促すとともに、歯磨きや食習慣等への歯科保健指導を強化するほか、子育て世代からの成人期における歯周疾患検診を実施し、子どもを含め、口腔ケアの重要性について理解を促し、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進してまいります。

母子保健においては、聴覚障がいの早期発見と早期療育開始が、その後の成長段階における言語等の発達に重要なことから、新生児の聴覚検査費用に対する助成措置を新たに設け、受診拡大を図ってまいります。

感染症の予防につきましては、各種予防接種の積極的な勧奨により発症とまん延防止を図るとともに、インフルエンザをはじめ新型コロナウイルス等の感染拡大対策に関しては、国や北海道との緊密な連携により情報収集・提供に努め、日々の暮らしの安全を確保してまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、引き続き安定した運営を図るとともに、国の方針に沿って、今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの増加に応えるため、本年7月をめどに現在の「介

「介護療養型老人保健施設」の「介護医療院」への転換を図ってまいります。

さらに、老朽化に伴う施設の改築に向けましては、令和7年度までの完成を見据え、富良野地域医療構想と連動し、十分な検討、調整のもと北海道との協議を進め、基本構想及び基本計画の策定に着手してまいります。

「子育て支援」につきましては、子どもの貧困対策を含め策定しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」が本年度からスタートすることから、0歳から18歳までのあらゆる児童とその家族に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等と連携するとともに、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の機能を強化し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、本年度から「養育支援家庭訪問援助事業」を実施してまいります。

「高齢者支援」につきましては、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が最終年度を迎えることから、現計画の進捗・達成状況等を検証し、次期計画を策定してまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括支援センターを中心に関係機関・事業所と連携し、地域包括ケアシステムの深化と推進を図るほか、いきいきとした生活を送るためのプラットフォームである老人クラブ連

合会に対しましては、本年度設立50周年を迎えることから、特別記念事業の実施について支援してまいります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとへの支援に対するニーズが高まっている現状から、社会福祉協議会との連携により、新たに生活支援コーディネーターを配置し相談窓口の一本化を図るとともに、生活支援体制整備事業運営協議会（仮称）の設置と新たなボランティア制度の導入により、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制の整備に取り組むほか、権利擁護センターを開設し、成年後見制度の普及啓発など地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護報酬の減額改定や慢性的な介護士不足などにより極めて厳しい運営状況にあることから、引き続き介護士の確保に努めるほか、一般会計から一定の財政支援を行いながら、経営の安定化と効率的な運営を図ってまいります。また、本年度は温水暖房機の更新工事を実施し、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくための心の拠り所、地域の高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、利用者やそのご家族、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

「障がい者支援」につきましては、「第2期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が最終年度を迎えることから、現計画の進捗・達成状況等を検証し、次期計画を策定してまいります。

また、一般就労をめざす方の適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行い、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組んでまいります。

「地域福祉」につきましては、「第3次地域福祉計画」に基づき、関係機関や団体との連携のもと、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題について対応できる包括的な総合相談支援体制の整備に取り組んでまいります。

核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握を行い、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、一人も取り残すことがないよう必要な支援を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、少子高齢化、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き生活習慣病予防に重点を置いた特定健診と保健指導により医療費の抑制を図るほか、共同保険者である北海道と道内市町村とともに持続的で安定的な事業運営を進めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、「第8次農業振興計画」に基づき、農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業・農村への理解を深める取り組みや就農支援制度の活用促進、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修、教育を推進するほか、新規就農者が円滑に就農できるよう地域の農業者や農業委員をはじめ、農業経営改善支援センターなど関係機関との連携を図

り、受け入れ環境の向上を図ってまいります。

生産性の向上を図るため、引き続き東中、島津の6地区において基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

また、生産性の向上や経営の安定に加え、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている西1線排水路整備事業の本年度完了と日の出排水路の整備事業の早期完了に向けて関係機関への要望を行うほか、引き続き北17号道路の整備を行い、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能向上を図ってまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、農業生産の維持、拡大につなげるため、省力化や効率化を可能にするスマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた実証や情報収集を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し安定生産、高品質化等の取り組みを推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）により草地整備や富良野広域連合公共串内牧場での哺育・育成センターの整備を進め、労働負担の軽減、生産の効率化を図るとともに、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備、飼料生産組織の設置への支援等により、酪農経営の安定化を進めてまいります。

また、環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われており、農業者による6次産業化の取り組みにも広がりが生まれ、商品化につながったものについては町内外でのイベント、インターネットや店舗での販売を通じて高い評価を得ており、販売実績も着実に伸びてきております。これらが地域ブランドとして定着するよう、ふるさと応援寄附制度も活用し引き続き支援を行うとともに、新たな商品開発をめざす事業者に対しては設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援するほか、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催等、農・商・工の産業間連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、地元の方が地元農産物にふれる機会を拡大し、その品質の高さと安全性について理解を深める取り組みを進めてまいります。

森林整備につきましては、町内民有林の約7割が人工林で、そのうち約8割が伐採期を迎えおり、また、森林が持つ多面的な機能は私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行ってまいります。

エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害につきましては、「鳥獣被害防止計画（第4次）」に基づき、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、集落協議会との連携により駆除の担い手対策、電気牧柵設置への支援等による被害軽減策を進めてまいります。

「商工業」につきましては、商業活動の活性化を通じて地域

の発展を図るうえで商工会が果たすべき役割が非常に大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、商工会の運営強化に向けて支援を継続してまいります。

また、「第2次商工業振興計画」に基づき、経営の基盤強化を支援する持続化補助事業のほか、新規出店を促す新規開業等支援事業、町融資制度により、商工業経営の活性化を支援するとともに、町内における消費・購買意欲の喚起により、地域経済の活性化と事業者の経営安定化を図るため、キャッシュレス化の推進、地域カード導入に向けた商工会の取り組みを支援してまいります。

経営者の高齢化に伴い、後継者不足、事業承継が大きな課題となっていることから、後継者に対する奨励制度により担い手の確保につなげるとともに、将来を担う若い後継者や従事者のスキルアップ、異業種間の交流の場として実施している人材育成アカデミー事業を継続実施し、担い手の育成と活力ある地域産業づくりに取り組んでまいります。

「観光・交流」につきましては、「第2次観光振興計画」に基づき、多様な観光・交流資源を生かし、観光地としての機能や利便性を高める施設や設備について計画的な整備を進めてまいります。本年度は西11線道路（ジェットコースターの路）のビューポイント整備に向けた観光協会の取り組みについて支援を行うほか、6月から9月までの土日祝祭日に、十勝岳温泉を終点とする町営バスの早朝特別便を試験運行し、登山客や温泉利用客の2次交通としての利用ニーズの把握と検証を行ってまいります。

また、地域の魅力、資源を生かした特徴的な各種イベントの充実はもとより、ロケ誘致を積極的に行う中からロケツーリズム

ムを推進し、観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

近年、急増する訪日外国人観光客の受け入れ環境の改善に向けては、引き続き地域おこし協力隊による観光推進員を観光協会に配置し、インフォメーション機能の強化と来町者の満足度向上を図るとともに、キャッシュレス化の推進による利便性向上のほか、町内の観光スポットにおける多言語表示に向けた検討を進めてまいります。

新たな魅力づくりへの取り組みとしましては、地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である小説「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポート組織との連携により、町内での円滑なロケ支援を行える体制づくりに取り組んでまいります。

また、地域の活力創生を図るため、産業振興、賑わい、交流の拠点となる複合的な機能を備えた施設の整備に向け、本町の潜在力や地域資源が最大限に生かされる機能や規模、立地、有効な整備・運営方法等について、町民の意見や思いを受け止めながら、地域活性化への弾みとなるよう基本設計に着手してまいります。

十勝岳ジオパーク構想につきましては、平成31年度に十勝岳ジオパーク推進協議会の事務局を美瑛町役場内に一本化し、より一体的な取り組みを進めてまいりましたが、地学系の専門員が不在だったことから、今般の日本ジオパークネットワークへの新規認定申請を延期したところであります。本年度は新たな専門員の任用を行い、従来からの取り組みの深化、充実に加え、地質・地形サイトの再検証、申請書の見直し作業を進め、令和3年度の日本ジオパークネットワーク正規会員認定をめざしてまいります。

「雇用対策」につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取り組み、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供により雇用促進を図るほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に組み込み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。特に北海道が実施している道道吹上上富良野線の街路整備の早期完成と、平成30年11月に一部開通しました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け引き続き要望してまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は簡易舗装2路線、改良舗装1路線を実施し、橋梁においては「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、3橋の修繕工事を実施してまいります。

JR富良野線の維持・存続につきましては、平成31年4月にJR北海道とJR富良野線の沿線5市町により策定した「富良野線事業計画」の着実な推進を図るとともに、北海道と8つの単独維持困難線区の沿線市町村が抛出する「JR北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援」により、利用促進を核とした路線存続の取り組みを進めます。また、本年度は富良野線全通120年を迎えることから、JR北海道、JR富良野線連絡会議との連携により各種記念イベントを開催し、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、引き続き維持に努めるとともに、本年度実施する早朝特別便の試験運行の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として定着していることから、運行委託事業者と連携を図りながら、利便性向上と安全運行に取り組んでまいります。

「情報化」につきましては、町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設をはじめ、農村部における固定無線アクセスシステム（FWA）施設の設備更新を実施し、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

「住環境整備」につきましては、本年度から計画期間が新たに始まる「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行うとともに、本年度は泉町南団地の外構工事に向けた修正設計を実施してまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう、リフォーム費用助成制度を補助上限額まで複数回利用できるよう見直しを図るほか、耐震改修費用助成制度を継続して実施してまいります。

移住促進に向けた取り組みとしましては、「第2次定住移住促

進計画」に基づき、民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズステイ住宅の提供を開始し二地域居住への足掛かりとするほか、移住を希望する現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりを進め、町外からの移住を促すとともに、町内在住者が生涯にわたり住み続けられる環境づくりが何よりも重要との認識に立ち、地域で安定的に豊かな生活を継続できる取り組みを進めてまいります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員による未就学児や小中高生を対象とした人権教室等の開催をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を行い、差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会づくりに向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会等へ女性の積極的な登用を進めるほか、地域や団体の役員などへの登用についても理解を求め、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「コミュニティ」につきましては、核家族化や少子高齢化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域活動に参加する住民が減少するなど、地域の中でのつながりが希薄化する一方で、子育てや高齢者の生活支援、災害時の要援護者支援など生活上の課題への対応において地域コミュニティが果たす役割が非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布や地域コミュニティ活性化会議の開催等を通じて「つながる意識」の醸成と「地域活動に参加する意識」の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金、協働のまちづくり推進補助金の運用を通じて、地

域団体の自主的な活動を支援してまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、相互訪問交流事業を進めるほか、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流につきましては、グローバル化が進む社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化に向け、有効な手段や内容について検討してまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画において、まちづくりを進めるうえで基本とする3つの視点のひとつに位置づけており、すべての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムの開催等を通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、学習の場として出前講座のメニューや内容の充実を図り利用促進に努めるほか、まちづくり活動が広く町民へ浸透するよう様々な方策を探りつつ、啓発活動を推進してまいります。

町の各種計画策定や見直し等にあたっては、審議会委員の一般公募やアンケート調査、パブリックコメントの実施などにより、町民の皆様がまちづくりに参画する機会をより一層充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、平成30年12月に策定された「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活

動を進めてまいります。

また、演習場の安定的、継続的使用に向け、駐屯地と連携し障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築をめざしてまいります。

新たに策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、掲げた4つの基本目標の実現に向け、数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を確認しつつ、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、地域再生計画に基づく企業版ふるさと納税については当面、「泥流地帯」映画化事業と複合拠点施設整備事業を進めるうえでの有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進め

てまいります。

広域行政の推進につきましては、「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取り組みを定めた「第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

最後に、第6次総合計画に掲げた6つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。また、「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和2年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきます。

次に、令和2年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額68億5千200万円、前年対比5.5%、3億5千500万円の増となっておりますが、地方税収入の大幅な伸びも見込めない中、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰り入れを行うとともに、財政調整基金からの繰り入

れによる調整を図りながら、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様、効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額 1 億 9 千 4 3 6 万 7 千円、前年対比 0.4%、4 7 0 万 4 千円の減となっております。

これは、被保険者数の減によるものであり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額 1 億 5 千 1 6 万 3 千円、前年対比 2.9%、4 2 0 万円の増となっております。

これは、被保険者数の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額 9 億 9, 9 6 6 万 4 千円、前

年対比0.5%、462万4千円の減となっております。

これは、施設サービス利用の減少による介護保険サービス等給付費の減のほか、総合事業等地域支援事業、介護予防事業、地域包括支援センター事業の拡充、生活支援体制整備事業の新設による増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では総額3億3千204万5千円、前年対比2.9%、933万6千円の増となっております。

主な要因としては、介護士の新規採用、会計年度任用職員に係る制度改正に伴う給与費等の増、温水暖房機更新工事の実施などによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では総額1億4千581万円、前年対比76.8%、6千332万8千円の増となっております。

主な要因としては、江花地区の浄水場設備更新により施設整備費が増加したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では総額4億47万8千円、前年対比10.4%、3千768万4千円の増となっております。

主な要因としては、浄化センター長寿命化計画に基づく更新事業、雨水管整備事業の事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では総額3億3千517万5千円、前年対比17.7%、5千49万6千円の増となっております。

収益的収支においては、消費税改正に伴う料金収入のほか、手数料の増、資本的収支では、農業農村整備に伴う配水管移設費用の増によるものであります。

最後に、病院事業会計では総額10億17万2千円、前年対比3.1%、2,970万5千円の増となっております。

収益的収支においては、病院建設に伴う基本構想、基本計画策定業務、会計年度任用職員に係る制度改正に伴う給与費の増など、資本的収支については、医療器械整備費の増により、総額で増額となっております。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は45億5千787万4千円で、先に申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算は114億987万4千円、前年対比5.0%、5億4千42万1千円増の規模となっております。

以上が令和2年度予算の概要であります。冒頭に申しあげましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展はすべての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進のもと、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりもすべての町民が一体となった「協働活動」を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様、ならびに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和2年度の町政執行方針といたします。

令和2年3月5日

上富良野町長 向山 富夫

主要施策概要

(総合計画施策体系別)

1 きれいで安全・安心な生活環境のまち

町民がずっと住みたくなる、町外の人々が移り住みたくなる、自然と共生する美しい生活環境づくり、すべての町民が安全に安心して住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めます。

1 環境・景観・エネルギー

1 環境保全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

環境保全に関する取り組みなどについて、町の行政ホームページや広報誌などにより情報発信を行うほか、出前講座の開催を通じ、学習機会の提供を行います。

2 地球温暖化対策・エネルギー施策の推進（町民生活課生活環境班）

「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」については、本年度で計画期間を終了することから、これまでの評価、点検、課題の抽出などを行い、次期計画の策定に向け、具体の作業に着手します。

温室効果ガス削減の取り組みとして平成 31 年度からの 2 年計画で実施している生活灯の省エネルギー型（LED化）への転換については、対象となる町内会などに対して引き続き助成を実施します。

3 景観に関する意識の啓発（建設水道課建築施設班）

十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良質な景観を有しているまちとして、行政ホームページや広報誌などを通じた積極的な広報・啓発活動により、住民の景観保全意識の高揚を図ります。

4 良好な景観の保全・整備（建設水道課建築施設班）

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、山岳、丘陵、田畑など、それぞれの特性に応じた保全・整備を進めます。

5 「地質・地形サイト」の保全（企画商工観光課ジオパーク推進室）

当地域は十勝岳の噴火やそれ以前の巨大噴火による火砕流堆積物など、火山に由来した地質が大半を占めており、これらの火山活動以後、地滑りや浸食、崩落など様々な自然現象により現在の地形が作られました。「景観づくり条例」などの理念を基本に据え、大雪山国立公園の保護をはじめ、特徴的な地質や地形について継続的に調査を重ね、保全に取り組みます。

6 葬斎場・墓地の適正管理（町民生活課生活環境班）

葬斎場については昭和 49 年の建設から 45 年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行いながら適正な維持管理と運営に努めており、本年度は火葬炉などの補修工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、共同墓地についても周辺を含めた環

境美化など、適正な維持管理を行います。

2 ごみ処理等環境衛生

1 廃棄物の収集・処理体制の充実（町民生活課生活環境班）

一般廃棄物の排出については、ごみの分別・減量化が順調に進んでおり、今後も分別の徹底と減量化、リサイクル対策に積極的に取り組みます。

クリーンセンターについては、供用開始から 20 年が経過し、施設・設備の経年劣化による故障などが発生していることから、長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事などを実施し、施設運営の安定化を図ります。

富良野圏域の一般廃棄物収集・処理体制においては、引き続き「富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、圏域市町村の衛生用品、粗大ごみの受け入れを行っていくほか、生ごみやし尿、浄化槽汚泥については富良野広域連合環境衛生センター（富良野市）、容器包装プラスチック類については富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）において広域処理を実施し、効率的な処理体制の維持と環境衛生の保持を図ります。

3 上・下水道

1 水道施設の整備・管理と安全・安心な水の供給（建設水道課上下水道班）

水質管理の徹底、施設や設備の健全性向上を図りながら、安全で安定した水を供給します。特に老朽化が進んでいる水道管の更新については、引き続き主要な幹線管路の工事を実施するほか、道路の改修工事と併せた施工により費用縮減を図ります。また、簡易水道事業の施設においては、耐用年数が経過した電気設備の更新工事により、安定した給水を図ります。

2 下水道施設の整備・管理と水洗化の促進（建設水道課上下水道班）

公共用水域の水質保全、市街地区の浸水防除により、衛生的で快適な生活環境を提供します。「公共下水道基本計画」については現計画期間の終了を迎えることから、上位計画である第 6 次総合計画を反映させた見直しを行い、今後 10 年間の事業計画を策定します。

下水道施設整備においては、雨水処理区域内で北海道が実施する道路整備の進捗に併せて、雨水管の整備を進めます。また、汚水処理区域内の未普及個所において宅地化の予定があることから、汚水管の整備を実施し下水道の普及促進を図ります。

3 合併処理浄化槽の設置促進（町民生活課生活環境班）

下水道事業区域外における衛生環境の向上、水質汚濁防止など自然環境保全のため、平成 15 年度から令和 6 年度までを計画期間として、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業補助を実施します。

4 公園・緑地

1 公園・緑地の整備充実（建設水道課建築施設班）

すべての公園・緑地について安全に安心して利用できるよう、遊具をはじめとする老朽化した施設・設備の定期的な点検を実施し、計画的な整備を行います。

日の出公園については「日の出公園魅力再生計画」に基づきラベンダーの未活着株、枯損株の補植に努めるとともに、一年草花壇を含め除草などの管理を適切に行います。また、来園者の安全性や快適性の向上のため、展望台の屋上防水、ステージ改修、法面補修、キャンプ場のコテージと炊事棟の外部改修のほか、隣接地における駐車場の整備に着手し、更なる魅力アップを図ります。

見晴台公園については、指定管理者である観光協会、駐車帯などの国道付帯施設を所管する旭川開発建設部との連携により適切な維持管理に努めるとともに、来町者への観光スポットや物産情報の発信拠点として「情報ステーション」の機能充実を図ります。

2 公園・緑地の適正管理（建設水道課建築施設班）

地域の身近な公園・広場・緑地については、協働のまちづくりの理念に基づき、町も連携し12住民会において主体的な管理を行っています。地域からの要望などを反映しつつ、それぞれの状況に応じた整備や適正な管理を行うことで、親しみやすく魅力ある公園・緑地づくりを進めます。

利用度の高い島津公園においては、町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保のため、老朽化に伴う施設整備として池周囲の安全柵改修を実施します。

3 緑化の推進（建設水道課建築施設班）

地域の自治会や「フラワーマスターの会」など関係団体への情報提供により、自主的な緑化や花づくり運動を促します。

5 消防・防災

1 防災組織の充実強化（総務課基地調整・危機管理室）

災害時の人命救助には自助、共助、公助による迅速な対応が重要であり、中でも身近な存在による共助が極めて大きな役割を果たすことから、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練はもとより、防災士のスキルアップと連携を深める機会の提供、自主防災組織等活動補助事業の継続などにより、地域防災力の要となる各住民会に設置の自主防災組織の充実強化を図ります。

2 防災意識の啓発（総務課基地調整・危機管理室）

平成30年度に更新作成した洪水ハザードマップなど最新の防災情報の提供のほか、出前講座を通じた身近な防災活動についての学習や、広報紙による十勝岳の活動状況に関する情報提供などを通じて町民全体の防災意識の醸成を図ります。

高齢者、障がい者などの災害時避難行動要支援者対策については、支援者リストの更新を行

いながら、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づき、支援者、要支援者双方が災害時において確実に行動できる体制の強化を推進します。

十勝岳噴火総合防災訓練については関係機関と協力連携を図りつつ、これまでの経験を生かし、必要な検証と改善を行い、各家庭はもとより地域や職場の参加協力を得ながら防災意識の向上につなげます。

3 十勝岳ジオパーク構想と連携した防災の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

上富良野町、美瑛町、十勝岳火山防災協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会の連携を強化し、十勝岳の火山特性や活動状況についての認識の共有化を図り、住民に対する継続的な防災意識の啓発を行います。また、災害発生時には必要に応じて日本ジオパークネットワークの協力を求めるなど、専門的で学術的な分野における連携を図ります。

4 防災機能の整備（総務課基地調整・危機管理室）

防災行政無線（同報系・移動系）については、令和4年12月までに国が定めた新規格（デジタル化）への移行が求められていることから、町民への情報伝達の多様化と的確性向上に向け更新整備を行います。

指定避難所については、社会教育総合センターの自家発電設備の設置（繰越明許費）、保健福祉総合センターかみんの自家発電設備の改修、泉栄防災センターの遠赤外線暖房機の更新整備を行うとともに、防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営などに資するよう計画的に整備を行います。

5 防災施設の整備促進（総務課基地調整・危機管理室、建設水道課土木建設班）

明治以降、十勝岳は30年ほどの周期で噴火を繰り返し、現在も活動を続けています。被害を最小限にとどめるための防災・減災対策が急務なことから、富良野川の砂防堰堤など火山砂防事業や治山・治水事業の推進のほか、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備について関係機関への要請を強化していきます。

また、「河川整備計画」に基づく普通河川の治水対策として、本年度は2河川において護岸補修工事を実施します。

6 交通安全・防犯

1 交通安全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

交通安全は町民一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、生活安全推進協議会を中心に旭川方面富良野警察署や各関係機関・団体と連携しながら、4期40日の交通安全運動期間をはじめとして家庭や地域での交通安全意識の浸透を図るとともに、学校や地域での交通安全教室、交通安全街頭指導、交通安全キャンペーンなどを通じ、世代や季節に応じた安全確保対策や交通ルール・マナーの習得を促し、交通安全知識の向上につなげます。

令和元年7月には交通死亡事故ゼロ3,500日が達成されたところであり、今後においても交通死亡事故ゼロの継続と交通死亡事故根絶に向けて、さらなる交通安全意識の向上が図られる

よう啓発活動を推進します。

2 交通安全施設等の整備（町民生活課生活環境班）

住民会などからの要望を踏まえ、旭川方面富良野警察署を通じて北海道公安委員会に要請していくほか、町内の危険箇所へ状況に応じた補助看板などの注意施設を設置します。

3 防犯意識の啓発（町民生活課生活環境班）

広報紙や防災行政無線、行政ホームページによる犯罪の発生状況などについての情報提供を通じて、一人ひとりの防犯意識、自己防衛意識の向上に取り組みます。

4 犯罪の未然防止（町民生活課生活環境班）

刑法犯認知件数は減少傾向にあります。不審者の出没や窃盗、高齢者を狙った特殊詐欺などの事件が後を絶たないことから、生活安全推進協議会の地域安全部員による青色回転灯を用いた防犯パトロール、大型店舗などにおける街頭啓発、地域の自主防犯活動への支援などを実施するとともに、関係機関や地域との連携を強化し、自己防衛意識の向上と犯罪の未然防止につなげます。

7 消費者対策

1 消費者への啓発等の推進と情報の提供（町民生活課生活環境班）

特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害が後を絶たないことから、広報紙や防災行政無線、行政ホームページでの注意喚起をはじめ、出前講座などによる啓発を通じて消費生活情報の提供を行います。

2 消費生活相談の充実（町民生活課生活環境班）

富良野圏域5市町村で締結した広域的対応に関する協定に基づき運営している富良野市消費生活センターについては、専門相談員のスキルアップを進めるとともに、研修などへの参加を通じ消費者行政を担当する職員の能力向上に取り組み、住民に身近な相談機関としての体制充実を図ります。

令和元年7月から月1回、保健福祉総合センターかみんにおいて開設している出張相談窓口については取り組みを継続し、安心な暮らしの確保につなげます。

2 みんなが元気になる健康・福祉のまち

一人ひとりが支え合いながら、健康で、安心して、元気に、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

1 保健・医療

1 生活習慣病予防の推進（保健福祉課健康推進班）

生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ「第2次健康かみふらの21計画」「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」に基づき各種健診、保健事業を推進し、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行い、健康寿命の延伸を図ります。

特定健診については受診率の低い地区、年代（40・50歳代）の受診勧奨を進めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であり、町としての大きな課題でもあるメタボリックシンドロームの該当者に対する効果的な保健指導を行うほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進します。

今年度は、第2期保健事業計画（データヘルス計画）の中間評価年度であることから、PDCAサイクルに沿い効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための特別調整交付金を活用し、後期高齢者を含めた高齢者の健康課題の分析に基づいた生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の実態把握と重症化予防などの保健事業に取り組みます。

2 がん検診の充実（保健福祉課健康推進班）

がんによる死亡を防ぐには早期発見・治療が極めて重要なことから、がん検診受診率、精密検査の受診率の向上に向けて個別の受診勧奨を強化し、受診しやすい環境づくりを行います。また、がんのリスクを高める生活習慣は糖尿病や循環器疾患などの危険因子と重なることから、特定健診結果説明時や出前講座などを通じて発症予防のための学習機会を提供します。

3 母子保健の充実（保健福祉課健康推進班）

安全で不安なく子どもを産み、健やかに育てることができるよう、関係部署と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。妊婦健康診査費助成、妊婦相談を継続実施するほか、子どもの健やかな発育と生活習慣の形成に向け、乳幼児健診・相談、家庭訪問などを通じた学習活動を充実します。

また、小児の聴覚障がいには早期に発見し、適切な支援につなげることで音声言語発達などへの影響が最小限に抑えられることから、本年度から新生児聴覚検査助成事業を実施し、早期の発見と支援に取り組みます。

北海道社会事業協会富良野病院に対しては、富良野圏域で産婦人科診療体制を維持している唯一の医療機関であることから、医師確保について支援を行ってきましたが、本年度からは圏域の地域センター病院における周産期医療確保対策に対し、町として応分の負担を行います。

4 歯・口腔の健康づくり（保健福祉課健康推進班）

80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」をめざし、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進します。乳幼児期においては3歳以降に虫歯のある子が増えていることから、口腔検診と2回のフッ素塗布を引き続き実施し、フッ素塗布習慣の定着を促すとともに、歯磨きや食習慣などへの歯科保健指導を強化します。

成人期においては、健全な歯を維持している割合が40歳代において全国に比べ低いことから、引き続き歯周疾患検診を30歳と35歳の子育て世代から実施し、口腔ケアの重要性について親子での理解を促します。

5 こころの健康づくり（保健福祉課健康推進班）

こころの健康はいきいきと自分らしく暮らすために身体と並んで重要な要素であることから、「第3次地域福祉計画」（自殺対策計画含む）と連動しながら、こころの病気についての理解を広め、早期に適切な治療に結びつくようこころの健康講座や出前講座などを通じた学習や普及活動を行うとともに、富良野保健所などの専門機関と連携し相談事業を進めます。

6 感染症の予防（保健福祉課健康推進班）

感染症から町民の生命を守るため、各種予防接種について積極的に勧奨し、発症とまん延防止を図るとともに、インフルエンザをはじめ新型ウイルスなどの感染拡大対策については、国や北海道との緊密な連携により情報収集・提供に努めます。小児の任意予防接種費用、高齢者の定期予防接種費用について引き続き助成し、感染症による重症化予防を推進します。成人の風疹抗体検査と予防接種については、国の実施要綱に基づき引き続き実施します。

7 町立病院の充実（町立病院）

町立病院は町内唯一の有床医療機関であり、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、安定した病院運営に向け、医師や医療・介護スタッフの確保はもとより、旭川医科大学、富良野協会病院との病病連携により専門医療の提供を行うとともに、「町立病院新改革プラン」を基本として業務の効率化を進めます。

国の方針に沿い、本年7月をめどに現在の「介護療養型老人保健施設」を「介護医療院」に転換し、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに応えます。

老朽化に伴う施設の改築に向けては、令和7年度までの完成を見据え、富良野地域医療構想と連動し、十分な検討、調整のもと北海道との協議を進め、基本構想及び基本計画の策定に着手します。

2 子育て支援

1 子どもの育つ力をのばす環境づくり（保健福祉課子育て支援班・相談支援センター）

児童館の運営を通じて居場所づくりのほか、健全な遊びを通じた生活の安定と能力の発達を促し、子どもたちの健やかな成長につなげます。

また、最適な時期に効果的な指導、療育を提供できるよう、相談支援センターにおいて保護者からの相談対応や関係機関との情報連携を図るとともに、発達に課題のある児童については、円滑な就学と就学後のフォローアップについて教育機関との緊密な連携を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援

（保健福祉課子育て支援班・子育て支援センター、教育振興課社会教育班）

町内の教育・保育施設において延長保育、一時預かり事業を実施するとともに、定期的な運営状況の確認と指導を行い、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、支援体制の充実を図ります。

放課後事業においては教育委員会と連携し、児童が楽しく安全に過ごせる居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」を引き続き実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業においては、会員の相互援助により子どもの預かりや送迎のほか、病気になった時や緊急時など様々な状況に対応することで、安心して働き続けられる環境を確保します。

3 子どもと子育てを支える地域づくり（保健福祉課子育て支援センター）

子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の育児に対する不安や負担の軽減のため、子育て支援拠点の各種事業の充実を図ります。また、育児サークルが活発に活動できるよう継続して支援を行うとともに、新規設立を促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで不安なく子育てできる環境づくりを進めます。

4 安心して子育てできる環境の整備（保健福祉課子育て支援班・子育て支援センター）

保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の各事業により、0歳から18歳までのあらゆる児童とその家族に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し、適切な支援につなげます。

また、昨年度に続き父親が集う機会を設け、育児を家族全体で行う意識を高めることで、安心して出産し子育てできる家庭環境を整える取り組みを進めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や母子保健事業を実施する中で、妊娠・出産・育児期の養育に関して積極的な支援を必要としている家庭については専門職員などが訪問し、指導や助言を行う「養育支援家庭訪問援助事業」を本年度から実施します。

5 子どもの貧困対策の推進（保健福祉課子育て支援班）

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各関係機関・団体との連携・協力により、「教育・保育施設主食費免除」をはじめとした助成事業を通じて、子育て世帯における生活困窮対策を進めます。

3 高齢者支援

1 高齢者支援に関する指針の見直し（保健福祉課高齢者支援班）

「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度を迎えることから、国の制度改正の動きを踏まえつつ、現計画の評価・検証とともに、地域の実態に応じた見直しを図り、第8期計画の策定作業を進めます。

2 介護予防の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター）

介護予防・日常生活支援総合事業の充実はもとより、自主グループの活動やその活動を支えるリーダーの育成に必要な研修会への参加や研修会開催、高齢者事業団の運営などに対する支援のほか、高齢者がいきいきと生活できるよう地域の老人クラブをはじめ、本年度設立50周年を迎える老人クラブ連合会の活動や特別記念事業の実施について支援します。

3 地域支援体制の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター、町立病院）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健、医療、福祉の各サービスを総合的に提供し、地域福祉と在宅福祉の推進を図ります。

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に加え、認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加している実態から、誰もが不安なく、安全に生活できるよう地域包括支援センターを中心に関係機関と地域住民が一体となり、地域全体で見守り支え合うネットワークの充実を進めるほか、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。本年度は権利擁護センターを設置し、成年後見制度の普及啓発、相談支援、申し立てなどの手続きに関する支援を行い、地域ケア支援の充実を図ります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する支援が求められていることから、社会福祉協議会との連携により、新たに生活支援コーディネーターを配置し相談窓口の一本化を図るとともに、生活支援体制整備事業運営協議会（仮称）の設置と新たなボランティア制度の導入により、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制の整備に取り組みます。認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業については町立病院との連携を強化し、迅速で適切なサービス提供につなげます。

4 介護保険サービスの充実（保健福祉課高齢者支援班、ラベンダーハイツ）

介護サービスの公平、公正な運営のため、制度の周知、相談や苦情などへの対応、適正な要介護認定はもとより、介護サービス事業に関する相談や指導、介護給付費適正化事業、介護保険料賦課徴収事務などを適切に実施します。また、町内にある3つの地域密着型施設に対して計画的な実地指導を行うとともに、介護事業所との連携、協議を進めることで円滑な人材確保を図り、より質の高いサービスの提供体制の整備を進めます。

地域の介護拠点施設であるラベンダーハイツについては、慢性的な介護士不足や収支状況の悪化など厳しい運営状況の改善を進めるほか、本年度は温水暖房機の更新により施設改善を図り、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していくための心の拠り所、地域の高齢者福祉、在宅福祉の拠点として良質なサービスを提供します。

4 障がい者支援

1 障がい者支援に関する指針の見直し（保健福祉課福祉対策班）

平成 25 年度に策定した「障がい者計画」の最終年度を迎えることから、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、実情に即した障がい者支援を総合的、計画的に進めるため、「第 3 期上富良野町障がい者計画（令和 3～11 年度）・第 6 期上富良野町障がい福祉計画（令和 3～5 年度）・第 2 期上富良野町障がい児福祉計画（令和 3～5 年度）」の一体的な策定を進めます。

2 広報・啓発活動の推進（保健福祉課福祉対策班）

障がいのある人もない人も、互いを尊重しあって地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現をめざして、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流し、理解を深めるためのふれあい事業への支援をはじめ、関係機関・団体・事業者と協働しながら、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

3 就労・雇用の促進（保健福祉課福祉対策班）

一般就労をめざす障がい者の一般社会への適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所の利用について支援します。また、一般就労が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向け、就労継続支援 A・B 型事業所を福祉的就労の中心として利用を促進することにより、障がい者の経済的安定、閉じこもりの解消を図ります。

4 保健・医療の充実（保健福祉課福祉対策班）

保健・医療・福祉部門の連携強化のもと、障がいの早期発見、早期治療、療育支援を推進します。安心して医療が受けられるよう特定疾患治療や人工透析における通院交通費の補助を継続するとともに、身体の障がいを軽減するために必要な更生（育成）医療や精神障がいにかかる通院医療についての情報提供、相談体制の充実に取り組みます。

5 生活支援の充実（保健福祉課福祉対策班）

個々の多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図るほか、障がい者の虐待の防止や権利擁護に関する取り組みを推進します。本年度は「第 3 次地域福祉計画」に位置づけられた「成年後見制度利用促進計画」に基づき権利擁護センターを開設し、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者を含め、社会福祉協議会と連携し制度が活用されるよう相談事業や研修会の開催などにより周知を図り、関係機関との協議を進め、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制充実に向けた取り組みを進めます。

また、スポーツ教室や作品展などの開催を通じ、障がい者の健康増進、スポーツ・文化活動へのかかわりを促す機会の充実に取り組みます。

6 障がい福祉サービスの提供（保健福祉課福祉対策班）

障がい者が地域において自立した生活ができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど各種サービスの提供体制の充実を促します。特に、地域での生活を継続するための基盤確保として、グループホームの誘致に向け、今後も利用者数の動向やニーズを把握し各事業所への情報提供などの取り組みを進めます。また、広域的連携のもと、相談の支援や手話通訳者などの派遣、日中一時支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。

7 子どもの療育支援（保健福祉課発達支援センター）

子育ての負担感や不安感を軽減するよう、課題を持った子どもの早期発見、早期療育を基本に発達をサポートします。また、発達支援センター事業においては、保護者や関係機関との情報、認識の共有を図りつつ、個別支援計画に基づき適切な時期の効果的な指導と、それぞれの家庭に応じた家族支援やきょうだい支援を行います。

5 地域福祉

1 分野横断的に取り組む体制の整備（保健福祉課福祉対策班）

関係機関、団体、事業所などと連携し、地域の中で互いに見守り、支え合う活動を推進します。また、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題については「第3次地域福祉計画」に基づき、関係機関や団体とともに多様な課題に対応できる包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。

2 支え合う意識の醸成と人づくり（保健福祉課福祉対策班）

広報啓発活動などを通じて、自分たちが暮らす地域や福祉への理解を深めるとともに、支え合い、助け合う意識の醸成に取り組みます。また、これからの地域共生社会の担い手づくりに向け、児童生徒や一般の方を対象に、福祉体験学習機会の提供などを通じて福祉教育を推進します。

3 地域福祉活動団体等の育成・支援（保健福祉課福祉対策班）

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動状況のほか、ボランティアを必要とする方、支援する方双方のニーズを把握し、研修会や交流会などを通じたボランティアコーディネーターの資質向上、既存の活動の活性化を促すとともに、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する「生活支援」を担う人材の発掘、養成を進め、ボランティアセンターを核としてサポートを実施する体制を整備します。

また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員と連携し、地域全体での支え合いによる福祉の向上を進めます。

4 自殺予防の推進（保健福祉課福祉対策班）

本年度は「第3次地域福祉計画」に位置づけられている「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、富良野保健所と連携し、専門家による相談事

業を実施します。また、庁内の関係部署と連携した取り組みを行うほか、精神保健に関する研修会などを開催し、ゲートキーパーの育成を進めます。

5 生活困窮者への支援（保健福祉課福祉対策班）

核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などを背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握を行い、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する助言、指導を通じ、一人も取り残すことがないように必要な支援につなげます。

6 国民健康保険・国民年金等

1 国民健康保険制度の健全運営（町民生活課総合窓口班）

国民健康保険事業については少子高齢化、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、生活習慣病予防に重点を置いた特定健診と保健指導により医療費の抑制を図るほか、共同保険者である北海道と道内市町村とともに安定的な財政運営と効率的な事業運営を行います。

2 国民年金制度の周知徹底（町民生活課総合窓口班）

国民年金制度は将来の安定した生活につながるものであることから、制度に対する理解を深める広報・啓発などを通じて加入と納付を促し、年金受給権の確保を図ります。

3 活力と交流あふれる産業のまち

特色ある農業を中心に、商工業など各産業間の連携を図りつつ、活力とにぎわい、魅力あふれるまちづくりを進めます。

1 農林業

1 農業・農村を担う人材の育成（農業振興課農業振興班）

第8次農業振興計画に基づき、農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業・農村への理解を深める取り組みや就農支援制度の活用促進、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修、教育を推進するほか、新規就農者が円滑に就農できるよう地域の農業者や農業委員をはじめ、農業経営改善支援センターなど関係機関との連携により、受け入れ環境の向上を図ります。

2 農業生産基盤の充実（農業振興課農業振興班）

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中、島津の6地区において基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現に向け、促進期成会とともに十分な予算の確保と早期の完了について関係機関へ要望活動を実施します。

また、農業生産性の向上や農業経営の安定に加え、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている西1線排水路（本年度事業完了予定）と日の出排水路の整備事業の早期完了に向け、関係機関への要望活動を行うほか、引き続き北17号道路の整備を行い、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能向上を図ります。

3 農業生産の省力化・高品質化等の促進（農業振興課農業振興班）

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足に対応するとともに、農業生産の維持、拡大に向け、省力化や効率化を可能にするスマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた実証や情報収集を進めます。また、国の農業政策に対しては農業再生協議会との連携により、安定生産、高品質化などの取り組みを推進します。

4 畜産の振興（農業振興課農業振興班）

畜産環境整備については、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）により草地整備、富良野広域連合公共串内牧場での哺育・育成センターの整備を進め、労働負担の軽減、生産の効率化を図ります。また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備、飼料生産組織設置への支援などにより、国際化にも対応できるよう酪農経営の強化、安定化を進めます。

5 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進（農業振興課農業振興班）

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進します。

また、生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、町民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全確保と安心の提供に向けた取り組みを推進します。

6 農畜産物の消費の拡大（農業振興課農業振興班）

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所において地元食材を活用したメニューづくりが行われており、消費者からは支持を得ているところです。農業者による6次産業化の取り組みも活発化しており、商品化されたものについては町内外でのイベントのほか、インターネットや店舗での販売を通じて高評価をいただいております。販売実績も着実に伸びてきています。これらが地域ブランドとして定着するよう、ふるさと応援寄附制度も活用しながら引き続き支援を行うとともに、新たな商品開発を行う事業者に対しては設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援します。

また、学校給食での利用、収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、町民が地元農産物にふれる機会を拡大し、その品質の高さや安全性について理解を深める取り組みを進めます。

本町の特産品であるホップとビール大麦を使用した上富良野産原料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」については、道内で唯一ホップとビール大麦を生産している特異性を町内外にアピールするとともに、商品の知名度向上を図りながら、地元産品の販路拡大や誘客ツールとして定着するようPR活動への支援を行います。

7 都市・農村交流と6次産業化の促進（農業振興課農業振興班）

児童生徒を対象とした農業体験学習や自然環境などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮な地元農畜産物など、農村の魅力を最大限生かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の人的交流を推進します。

農業者の起業意欲を喚起し、6次産業化への取り組みを支援するとともに、農・商・工の産業界間連携によるまちの魅力アップに向けた推進体制の充実に取り組みます。

8 計画的な森林整備の促進（農業振興課農業振興班）

町内の民有林の約7割が人工林であり、その約8割が伐採期を迎えています。森林は木材の生産はもとより、水源のかん養、山地災害や地球温暖化防止など多面的な機能を持ち、町民の生活とも深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行います。また、国や北海道の制度を活用し、民有林の間伐や植栽を支援するとともに、町有林を含め、森林の多面的機能発揮に向けた保全、整備を推進します。

9 有害鳥獣対策の強化（農業振興課農業振興班）

エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害については、「鳥獣被害防止計画（第

4次)」に基づき、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策に取り組みます。また、集落協議会と連携し、狩猟免許取得費用に対する助成など駆除の担い手対策を継続するとともに、電気牧柵設置への支援など被害軽減策を推進します。

2 商工業

1 商工会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

商業活動の活性化による地域の発展において、商工会が果たすべき役割が非常に大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、引き続き商工会の運営強化に向けて支援を継続します。

2 商工業経営の安定化・活性化の支援（企画商工観光課商工観光班）

商工業者の安定した経営は地域経済の持続的発展はもとより、町民の暮らしを支える生活基盤であることから、「第2次商工業振興計画」に基づき、事業者の経営基盤の強化を支援する持続化補助事業を実施するほか、新規出店や新たな雇用を促す新規開業等支援事業、資金調達を円滑に進める町融資制度による支援など、商工会と連携した取り組みを進めます。

また、町内における消費・購買意欲の喚起により、地域経済の活性化と事業者の経営安定化を図るため、キャッシュレス化の推進、地域カード導入に向けた商工会の取り組みに対し支援します。

3 商工業を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

商工業者の後継者不足、事業承継は大きな課題であり、引き続き後継者に対する奨励制度の運用により担い手の確保につなげていきます。また、将来の町の産業を担う若手後継者や従事者のスキルアップ、異業種間の交流の場として人材育成アカデミー事業を引き続き実施し、担い手の育成と活力ある地域産業づくりを進めます。

4 優良企業の誘致（企画商工観光課商工観光班）

地元雇用機会の確保、拡大に資する企業の立地、既存企業の事業拡大につなげるため、「企業振興措置条例」をはじめ、国の中小企業振興制度を活用し助成・優遇措置を講じるとともに、誘致企業へのフォローアップ、トップセールスによる新たな企業の誘致を進めます。

5 地域ブランド開発への取り組み（企画商工観光課商工観光班）

地元農畜産物を活用したメニューの提供や商品開発など、「食」のブランド形成に向けた取り組みが活発に行われており、これらの取り組みがさらに浸透し広がるよう、農・商・工が連携した推進体制の強化を図り、特産品の開発や販路拡大、ブランド確立への包括的な支援を行います。また、地域の「食」ブランドを発信する各種イベントの開催を通じ、地域全体での盛り上がりにつなげます。

3 観光・交流

1 観光協会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

観光がもたらす地域経済への効果は大きいことから、観光推進において中心的な役割を担う観光協会への支援を継続し、活発な観光・交流事業を進めます。

2 観光・交流資源の充実（企画商工観光課商工観光班、総務課財政管理班）

「第2次観光振興計画」に基づき、多様な観光・交流資源を生かし、観光地としての機能や利便性を高める施設や設備について計画的な整備を進めます。本年度は、西11線道路（ジェットコースターの路）のビューポイント整備に向けた観光協会の取り組みを支援するほか、6月から9月までの土日祝祭日に、十勝岳温泉を終点とする町営バスの早朝特別便を試験運行し、登山客や温泉利用客の2次交通利用ニーズの把握と検証を行います。

また、地域の魅力、資源を生かした特徴的な各種イベントの充実はもとより、ロケ誘致を積極的に行う中からロケツーリズムを推進し、観光客の誘致拡大に取り組みます。

3 新たな魅力づくりへの取り組み（企画商工観光課企画政策班）

地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である小説「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポート組織との連携により、町内での円滑なロケ支援を行える体制づくりに取り組みます。

これらの事業推進にあたっては、ふるさと応援寄附や企業版ふるさと納税制度の有効な活用を図ります。

4 観光・交流を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

ホスピタリティを向上させるための研修会の開催のほか、ガイドの養成など観光を担う人材の育成を図り、来訪者にとって満足度の高い観光地づくりを進めるとともに、自然環境や歴史、文化など地域の資源を活用した「地域観光」の普及に向け、積極的な情報発信を行います。

5 タウンプロモーション活動の推進（企画商工観光課商工観光班・企画政策班）

関係団体と連携し、道内の観光物産イベントはもとより、首都圏でのプロモーション活動を積極的に展開し、地域の魅力発信による誘客拡大を図ります。

6 外国人にやさしい観光地づくり（企画商工観光課商工観光班）

急増する訪日外国人観光客の受け入れ環境改善に向け、引き続き地域おこし協力隊による観光推進員を観光協会に配置し、インフォメーション機能の強化と来町者の満足度向上を図ります。また、キャッシュレス化による利便性向上を進めるほか、町内の観光スポットにおける多言語表示に向けた検討を進めます。

7 広域観光体制の充実（企画商工観光課商工観光班）

それぞれの自治体が持つ個性や魅力を生かし、圏域全体としてのアピール力、集客力を高め

るため、富良野・美瑛広域観光推進協議会をはじめとした広域観光の充実を進め、関係市町村・機関・団体と連携した取り組みを強化します。

8 複合的な機能を備えた拠点の整備（企画商工観光課企画政策班）

地域の活力創生を図るため、産業振興、賑わい、交流の拠点となる施設の整備に向け、町の潜在力や地域資源が最大限に生かされる機能や規模、立地、有効な整備・運営方法などについて、町民の意見や思いを受け止めながら、本年度は基本設計に着手します。

9 十勝岳ジオパーク構想の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

十勝岳ジオパーク構想は推進協議会の設立から5年目を迎え、これまで行ってきた事務局の一本化、郷土館などの拠点施設の整備や解説板の設置、モニターツアーの実施、教育活動、サポーターやガイドの養成などの取り組みの深化、充実を図るとともに、本年度は新たにジオパーク専門員を配置し日本ジオパークネットワークへの新規認定申請書の見直し作業を進め、令和3年度の正規会員認定をめざします。

4 雇用対策

1 地元雇用を促進するための支援（企画商工観光課商工観光班）

新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取り組み、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供により雇用促進に努めます。また、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取り組み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につなげます。

4 未来を拓く人を育む教育・文化のまち

未来を拓く創造性豊かで心身ともにたくましい人材の育成を進めるとともに、生涯にわたって自ら学び、活動し、生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるまちづくりを進めます。

1 学校教育

1 生きて働く学力の育成（教育振興課学校教育班）

新学習指導要領に掲げる主体的、対話的で深い学びを実現し、子どもたちが将来必要となる資質や能力を身に付けさせるとともに、社会の変化に対応する教育を推進します。また、特別支援教育やキャリア教育、国際理解教育を推進し、社会的な自立と共生の力を育みます。

本年度は新学習指導要領の完全実施に伴い、外国語教育と特別の教科道徳の充実、プログラミング教育に取り組むほか、ICT教育の環境整備を図ります。

2 豊かな心の育成（教育振興課学校教育班・社会教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

多様な価値観を認め合い、他者と対話し協働するために必要な資質や能力を育成するため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの心や美しいものに感動する心を育むとともに、スクールカウンセラーを中心として、就学前から学童期、思春期の子どもたちの健やかな心の育ちを切れ目なくサポートする体制の充実を図ります。

また、総合学習の時間などにおいて自分たちが住んでいる地域の地形や地質、成り立ちなどを知るジオパーク学習を進め、ふるさとへの愛着を育む取り組みを進めます。

3 健やかな体の育成（教育振興課学校教育班、保健福祉課健康推進班、農業振興課農業振興班）

学校保健活動や保健体育の授業を通じて健康教育の充実を図るとともに、体力・運動能力調査を活用し、子どもたちの体力、運動能力の増進を図ります。また、給食指導を通じて食に関する正しい知識の習得と地場産農産物を活用した食育を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）との連携により健康教育の充実に取り組みます。

4 学びを支える家庭・地域づくり（教育振興課学校教育班・社会教育班）

学校はもとより、家庭や地域社会の教育力の向上に向けて、基本的な生活習慣の形成など、すべての基礎となる家庭教育の支援に取り組むとともに、地域と一体となって子どもたちを育む環境づくりを進めます。

また、すべての小中学校に導入したコミュニティ・スクールのメリットを生かした学校運営が着実に進むよう、地域と学校が協力しやすい環境づくりに取り組みます。

5 学びを高める信頼される学校づくり（教育振興課学校教育班）

「社会に開かれた教育課程」を理念に、教員の資質と能力向上、教育環境の充実、学校段階

間の連携や学校運営の改善を進め、教育の質の向上を図ります。

また、子どもたちの安全・安心確保はもとより、自分の身は自分で守る安全教育を充実させるとともに、昨年度において全小中学校に導入した校務支援システムを活用し業務の効率化を図るなど、学校における働き方改革により教職員の健康管理と業務改善を進めます。

6 高等学校存続に向けた取り組み（教育振興課学校教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

地域から高校がなくなることによる影響、地域活動への参画状況、地域からの期待などを踏まえ、上富良野高等学校の存続に向けて町全体での総合的な支援を進めます。本年度は就学支援金や入学準備金など助成策の一部拡充、給食の提供を開始するほか、特色ある教育活動に対する助成、ジオパーク学習の取り組みや「青少年の地域参画促進体験事業」への参加に対する支援などを通じて、魅力ある高校づくりをサポートします。

2 社会教育

1 家庭と地域の教育力の向上促進（教育振興課社会教育班）

家庭において子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であることから、「早ね・早おき・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通じて、食事や睡眠などの大切さへの理解を促すほか、親子の絆を深めることで健やかな子育てができるよう、家庭教育学級などの多様な学習機会や子育てサークルなどへの情報提供に努めるとともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞など、情操を豊かにする取り組みについて地域の教育力も活用しながら充実を図ります。

放課後事業においては保護者や学校、地域などの理解と協力を得ながら、児童の安全・安心な居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」の内容充実に取り組み、子どもたちを健全に守り育てる事業として推進します。

2 青少年の健全育成に向けた取り組み（教育振興課社会教育班）

次代を担う青少年のスポーツ・文化活動推進のため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的な活動を尊重し、継続して支援、協力を行うほか、子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成、「なかよしサミット」や「通学合宿」を通じて自立意識や仲間意識、リーダー意識を育てる取り組みを進めます。また、青少年健全育成をすすめる会、子ども会育成協議会、学校支援ボランティアなどの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを町民総ぐるみで推進します。

青少年期における海外での生活を通じた異文化・言語体験により、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、中高校生を対象とした海外派遣事業を実施します。

3 魅力ある講座・教室等の企画・開催（教育振興課社会教育班）

マイプラン・マイスタディ講座など町民の自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級により幅広い年齢層に対し多方面にわたる学習機会の提供に取り組むほか、いしずえ大学を通じて高齢者の学びと生きがいづくりを促します。

4 学習関連施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターや公民館、セントラルプラザなどの学習関連施設について、学習施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、計画的な改修を実施し、安心して利用できる環境整備を行います。

5 図書館の充実と読書活動の促進（教育振興課社会教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

各世代が読書に親しめる環境づくりとして、図書館の一般書の整備拡充を図るとともに、「第3次子ども読書推進計画」に基づき児童書の蔵書を充実させるほか、図書館まつりの開催などを通じて利用促進に取り組みます。

夏・冬休み期間中の月曜日の臨時開館、読書スタンプ帳の発行、図書館での読み聞かせ会の実施、移動図書活動を通じて子どもたちが本にふれる機会の拡大を図るとともに、親子で読書の楽しみにふれるきっかけづくりとして、7カ月児を対象に保護者が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本（はじめての読書推進事業）」を実施するほか、「子育て支援・家庭教育コーナー」の関係図書充実を図り、子育て支援と家庭の教育力向上の取り組みを進めます。

また、ボランティア団体による読み聞かせスキルアップのための研修会開催などに対する支援継続のほか、学校図書館に図書館職員を派遣し、学校における読書環境の充実を進めます。

ジオパーク関連の書籍を集めた「ジオ図書コーナー」についても様々な年代の興味を引くよう蔵書の充実を図るほか、本年度は昭和の初めに白銀荘で雪の結晶を研究した物理学者、中谷宇吉郎の生誕120年を迎えることから、十勝岳ジオパーク推進協議会、中谷宇吉郎記念財団などと連携し各種記念イベントを実施します。

3 スポーツ

1 スポーツ団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化を促すため、スポーツ協会やスポーツ少年団、女性スポーツ協議会の育成、支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などスポーツ活動指導者の育成、確保に取り組みます。

2 スポーツ活動の普及促進（教育振興課社会教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

それぞれの体力や年齢に応じた体力増進、多様なスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ推進委員やスポーツ団体との協力により各種スポーツ大会を開催するほか、地域や関係団体と連携を図りながら、スポーツの普及に向けた教室や競技力向上のための指導者講習会を実施するとともに、各団体の自主的な活動を支援します。

また、スポーツ団体による十勝岳ジオパーク構想を取り入れた登山やトレッキングツアーなど、地域の地形や地質の特徴を体感できるアウトドアプログラムを実施します。

3 スポーツ施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターや富原運動公園、島津球場などについて、スポーツ施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、計画的な改修を実施し、安心して

利用できる環境づくりを行います。本年度は、富原運動公園テニスコートの2コートにおいて整備を実施します。

4 文化芸術

1 文化団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促すため、文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成、支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えられるよう、文化芸術活動の指導者の育成、確保に取り組みます。

2 文化芸術にふれ、活動する機会の充実

（教育振興課社会教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

幼児、小学生を対象とした芸術鑑賞会の開催、文化団体や愛好者が主体的に企画、実施する自主企画芸術鑑賞事業や文化教室への支援を通じて、優れた芸術、芸能、文化にふれる機会を提供するほか、日頃の活動成果の発表の場として総合文化祭の開催、富良野地区文化団体交流会への参加支援などにより地域文化の継承と発展、一人ひとりの心豊かな生活の実現をめざします。

また、十勝岳ジオパーク構想に文化芸術の視点も取り入れながら、地域の地形や地質における特性が貴重な財産であるとの認識を広めるため、文化連盟加盟団体による各種講座を実施します。

3 文化財の保存・活用（教育振興課社会教育班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

郷土館事業としてホームページにおける収蔵資料に関する情報提供、郷土の歴史を探訪する研修会の開催、総合文化祭における「郷土館特別展」実施のほか、十勝岳ジオパーク構想について学び、活動に対する理解の浸透につながるよう展示内容の充実に取り組みます。

また、地質や地形に加え、地域の歴史やアイヌ民族の足跡など、これまでの人々の営みについても十勝岳ジオパーク構想に位置付けた中で調査研究を進めます。

5 発展を支える生活基盤が整ったまち

町全体の一体的、持続的な発展を支える、快適で安全・安心な生活基盤の整備を進めます。

1 土地利用

1 適正な土地利用の促進（企画商工観光課企画政策班）

「国土利用計画法」や「北海道水資源の保全に関する条例」など土地利用に関する法令、手続きの周知に努め、適正な土地取引・利用を促します。

2 道路・公共交通

1 国道・道道の整備促進（建設水道課土木建設班）

国道、道道は地域間の産業振興や観光事業における主要な幹線道路であることから、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した整備を関係機関に引き続き要請します。北海道が実施している道道吹上上富良野線（3・4・4号吹上通）の街路整備については、早期完成に向けて強く要望していくとともに、平成26年度からラベンダーの植え替えなどが行われている通称ラベンダーロード部分についても整備継続を働き掛け、美観改善を図ります。

また、地域高規格道路である旭川十勝道路については、旭川十勝道路整備促進期成会とともに、整備促進に向けて関係機関に要請していきます。

2 町道の整備と適正管理（建設水道課土木建設班）

国道や道道を補完する町道は、町内地域間の移動や日常生活に欠かすことのできない生活の基盤であることから、長期的な展望のもと「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めます。本年度は、簡易舗装2路線、改良舗装1路線を実施するとともに、適正な維持管理を行い、利便性の向上と安全の確保に取り組みます。

3 橋梁の長寿命化（建設水道課土木建設班）

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の修繕や架け替えなどにより長寿命化を図り、本年度は3橋の修繕工事を実施します。

4 冬道の安全確保に向けた取り組み（建設水道課土木建設班）

積雪状況に応じた適切かつ効率的な除排雪や、冬期における交差点やカーブ部分の滑り止め対策など、冬道の安全確保を図ります。

5 JR富良野線の維持・存続に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

平成31年4月にJR北海道とJR富良野線の沿線5市町により策定した「富良野線（富良野～旭川間）事業計画（アクションプラン）」の着実な推進を図るとともに、北海道と単独維持困難線区（8線区）の沿線市町村が拠出する「JR北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援」により、利用促進を核とした路線存続の取り組みを進めます。

本年度は、富良野線全通120年を迎えることから、JR北海道、JR富良野線連絡会議との連携により各種記念イベントを開催し、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ります。

6 地域内公共交通の維持・充実（総務課総務班・財政管理班、企画商工観光課商工観光班）

町営バス十勝岳線については、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、利便性の向上と安全運行に取り組めます。本年度は、6月から9月までの土日祝祭日に十勝岳温泉を終点とする町営バスの早朝特別便を試験運行し、登山客や温泉利用客の2次交通利用ニーズの把握と検証を行います。

予約型乗合タクシー事業については、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として登録者、実利用者ともに定着化が進んでいることから、運行委託事業者との連携により利便性の向上を図りながら安全に運行します。

3 情報化

1 さらなる情報化の推進（総務課総務班・財政管理班）

様々な情報通信機器やサービスの普及により、情報通信環境の向上が図られていることから、光ファイバや固定無線アクセスシステム（FWA）方式により町全域に整備した情報通信基盤のさらなる有効活用に向け、町民生活に役立つ新たな情報サービスの提供について調査研究を進めます。

また、町民の利便性向上に向けて電子申請などの利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設をはじめ、農村部FWA施設のバッテリー交換、通信パケット増幅などの設備更新を実施し、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ります。

町の行政ホームページなどインターネットを活用した情報提供については、町民生活に定着するよう内容の充実に取り組むとともに、町外への情報発信手段として適切、有効な活用を図ります。

2 情報セキュリティ対策の強化（総務課総務班）

情報システムを取り巻く様々な脅威は日々変化していることから、それらに迅速かつ的確に対応するため、随時関連情報を収集するとともに、人的・物理的・技術的情報セキュリティ対策を強化します。

4 住環境整備

1 空き家・空き地の実態把握（建設水道課建築施設班）

空き家・空き地に関する実態調査や空き家相談窓口へ寄せられた情報などから、常に最新の情報を把握するとともに、それらの情報を利用した所有者、管理者などへの指導や助言により適正な管理を促します。

2 空き家・空き地の有効活用と発生抑制（建設水道課建築施設班）

住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるようリフォーム費用助成制度を見直し、補助上限額まで複数回の利用を可能にするるとともに、引き続き耐震改修費用助成制度を実施します。また、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家の増加を抑制するための総合的な対策を講じる計画の策定について検討を進めます。

3 町営住宅の整備（町民生活課生活環境班）

新たに策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口や入居需要に見合った整備・管理戸数としていくとともに、本年度は泉町南団地の外構工事に向けた修正設計を実施します。

敷地内における日常の環境整備については、入居者による自主的管理に向けた協議を進めながら、快適な住環境を提供します。

4 移住の促進に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

「第2次定住移住促進計画」に基づき、民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズンステイ住宅の提供を開始し二地域居住への足掛かりとするほか、移住を希望する現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりを進め、町外からの移住を促します。

また、福祉や教育、産業など各種施策の充実と連携により、町内在住者が地元で愛着を感じ、住み続けたいと思える、将来にわたって地域で安定的に豊かな生活を継続できるまちづくりを進めます。

6 ともに生き、ともにつくるまち

すべての人が尊重され、ともに支え合い、ともに生き、ともに活躍するまちづくりを進めます。

1 人権尊重・男女共同参画

1 人権教育・啓発の推進（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員による未就学児や小中高生を対象とした人権教室などの開催をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を行い、差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会づくりに向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図ります。

2 人権相談の充実（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員と連携し、6月1日の人権擁護委員の日、12月4日から10日までの人権週間に合わせ、広報紙を通じて人権尊重の大切さを呼び掛けるとともに、6月と12月に「特設人権心配ごと相談所」を開設し、セクハラ、家族関係、学校でのいじめや体罰問題などあらゆる相談に無料で応じ、相談体制の充実を図ります。

3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

（町民生活課自治推進班、保健福祉課子育て支援班、教育振興課社会教育班）

女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会などへ女性の積極的な登用を進めるほか、地域や団体の役員などへの登用についても理解を求めていくとともに、女性連絡協議会の活動に対する支援を行います。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応できる環境を整えます。

2 コミュニティ

1 コミュニティ意識の啓発（町民生活課自治推進班）

核家族化や少子高齢化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域活動に参加する住民が減少するなど、地域の中でのつながりが希薄化する一方で、子育てや高齢者の生活支援、災害時の要援護者支援など生活上の課題への対応において地域コミュニティが果たす役割が非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布などを通じて「つながる意識」の醸成を図ります。

2 コミュニティ活動の活性化支援（町民生活課自治推進班）

住民会への住民自治活動推進交付金の交付により自主的な活動を支援するほか、地域コミュニティ活性化会議を開催し地域の連帯感強化と活性化、「参加する意識」の浸透を促します。また、協働のまちづくり推進補助金の運用を通じて、住民会や町内会などが自ら企画、実施す

るコミュニティ活動を支援します。

3 コミュニティ活動拠点の充実支援（町民生活課自治推進班）

コミュニティ活動の活発化に向け、地域の集会施設が適正に運営されるよう整備や支援を行います。

3 地域間交流

1 三重県津市との交流の推進（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班）

友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、相互訪問交流、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、友好都市提携 20 周年を機に芽生えた民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援します。

姉妹校提携している上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校については本年度、西小学校の児童が安東小学校を訪問することから、友好の絆がさらに強まるようホームステイや学校訪問などを通じて交流を推進します。

2 国際交流の検討・推進（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班）

友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、グローバル化が進む社会情勢を踏まえ、今後の活性化に有効な手段や内容についての検討を加えながら、交流を進めます。また、小中学校での外国語教育を通じて他国の文化や社会への理解を深めるとともに、子どもたちのグローバルな感覚を育成します。

4 協働、自衛隊との共生

1 まちづくり意識の啓発（町民生活課自治推進班）

「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき協働のまちづくりを進めるため、まちづくりフォーラムの開催などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、学習の場として出前講座のメニューや内容の充実を図り利用促進に努めるほか、まちづくり活動が広く浸透するよう広報紙などにより啓発活動を推進します。

2 情報共有の推進（町民生活課自治推進班）

広報かみふらのや行政ホームページ、防災行政無線、SNS などによる広報活動、住民会長との町政懇談会や「町長と語ろう」の開催、パブリックコメントの実施や町民ポストの運用などの広聴事業を通じて町民との情報共有、町政への意見の反映に取り組みます。

3 多様な分野における参画・協働の促進

（町民生活課自治推進班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

町の各種計画策定や見直しなどにあたっては、審議会委員の一般公募やアンケート調査、パ

ブリックコメントの実施などにより、町民がまちづくりに参画する機会を充実するとともに、協働のまちづくり推進補助金の運用により自主的なまちづくり活動を支援します。

また、十勝岳ジオパーク構想の取り組みとして、地質や地形、自然環境、動植物などの生態、郷土の歴史、まちづくりなど、多様な分野での取り組みを地域内で共有できるよう、意見交換や情報共有の場を設けます。

4 自衛隊との共存・共栄（総務課基地調整・危機管理室）

平成30年12月に策定された「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めます。

上富良野演習場の安定的・継続的使用に向け、従前と同様に駐屯地と連携し、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境などの向上に取り組むほか、演習場周辺3地区（日の出、富原、倍本）の振興策として上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助を実施します。

5 行財政運営

1 行財政改革の推進（総務課総務班、企画商工観光課企画政策班）

最小の経費で最大の効果を得るという普遍の要請と、社会の変化に対応する見直しという不断の要請に応える行政運営が求められていることから、より効果的な町政運営の手法を常に追求しながら行財政改革を継続して進めていくため、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実践します。

また、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築をめざします。

新たに策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、掲げた4つ基本目標の実現に向け、数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を確認しつつ、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ります。

2 財源の確保（総務課財政管理班、町民生活課税務班、企画商工観光課企画政策班）

町税は町の歳入の根幹を成すものであり、税収確保は極めて重要なことから、課税客体の適正な把握による公平、公正な課税に努めます。

納税については、納付書のバーコードをスマートフォンで読み取ることで、自宅にいなから納付できる「スマホ決済」を本年4月から導入し納税者の利便性向上を図るとともに、納期内納税の推進により新たな滞納者を出さない取り組みを進めます。滞納者に対しては生活実態に応じた確実な分割納付の推進などを引き続き実施するほか、呼出催告、財産の差押え、行政サービスの制限など現行制度の中で最大限に取り組めます。

また、債権管理条例により税外収入も含めた重複滞納者に対する総合調整を図るなど、組織

内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率向上に努め、町の財源確保を図ります。

行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図るとともに、受益者負担の適正化に向けて使用料や手数料などの収入についても引き続き点検、見直しを行います。

また、ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業により地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図ります。さらに、企業参画による財源調達手段として企業版ふるさと納税制度の有効活用を図ります。

3 広域行政の推進（総務課財政管理班、企画商工観光課企画政策班）

「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら、広域行政の推進に取り組みます。

また、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取り組みを定めた「第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」を着実に推進し、圏域全体の発展につなげます。

4 十勝岳ジオパーク推進協議会事務局体制の充実（企画商工観光課ジオパーク推進室）

昨年度において事務局を美瑛町役場内に一本化したことから、本年度は新たな専門員の任用と併せて事務局体制の強化を図るとともに、協議会活動の要となる各専門部会の活性化、効率化に向けて、運営体制の見直しを図ります。

